

【報告事項】

1 令和6年中の相談・苦情取扱い状況について

（総務部）

警察本部から「令和6年中の相談等受理件数は10万1,717件であり、前年比で2,335件増加した。県警察に対する苦情については、警察宛てと公安委員会宛てのものを合わせ、過去5年間は150件前後で推移している。相談等の内容については、サイバー関係や犯罪等による被害防止の相談、暴行・窃盗等や特殊詐欺に関する相談、取締り要望や交通情報に関する相談が多くなっており、警察事象以外のものが約4割を占めている。今後とも各種相談等への迅速・的確な対応や適切な市民応接に努めるとともに、県民からの苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて業務改善を図っていく。」旨の報告があった。

公安委員から「来日する外国人が増加していることに伴い、相談等も増加しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「外国人からの相談等に関する統計はないが、警察署長を務めた経験から、外国人からの相談等はそこまで多くないと感じている。」旨の説明があった。

公安委員から「警察職員の対応に問題が認められたものとして、どのような内容が多かったのか。」旨の発言があり、警察本部から「取締り等の現場対応や電話対応における言動に関するものが多く、全職員向けに問題が認められた事例と好事例を盛り込んだ執務資料を発出するなどの再発防止を図っている。」旨の説明があった。

公安委員から「相談等はどのように受理しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「電話や来訪のほか、メールでも受理している。」旨の説明があった。

公安委員から「警察宛ての苦情については、同一人物が何度も申し出るケースが多いのか。」旨の発言があり、警察本部から「警察宛てに同一人物が何度も申し出るケースはあまりなかった。」旨の説明があった。

公安委員から「警察事象以外のものが約4割を占めているということであるが、警察とは関係がない相談等の場合、どのように対応しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「よく話を聞いた上で、必要に応じて行政等の窓口につなげるなど、適切に対応している。」旨の説明があった。

2 五代目工藤會傘下組織に対する事務所使用禁止等仮処分命令の執行について

（暴力団対策部）

警察本部から「2月4日、北九州市小倉北区に所在する五代目工藤會傘下組織事務所付近に住む住民から委託を受けた暴力追放運動推進センターが原告となり、同事務所の使用差止請求を行い、2月25日、事務所使用禁止等仮処分命令が執行された。今後は、訴訟関係者に対する保護対策を徹底し、同事務所の撤去に向けた取組を推進する。」旨の報告があった。

公安委員から「執行の際に、現場での混乱等があったのか。」旨の発言があり、警察本部から「現場に警察官を配置しており、大きな混乱なく執行された。」旨の説明があった。

公安委員から「今後、本件命令への違反行為等についての監視は、どのように行っていくのか。」旨の発言があり、警察本部から「警察官の巡回等により監視を強化し、違反行為を確認した場合には、裁判所に対して間接強制金の手続を申し立てるなど、厳正に対処していく。」旨の説明があった。

公安委員から「本件事務所が所在するマンションには、一般の方も居住しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「一般の方も居住している。」旨の説明があった。

公安委員から「住民の安全・安心の確保のためにも、早期撤去に向けた取組をお願いします。」旨の発言があった。

3 テロ対策福岡パートナーシップ推進会議の開催について

(警備部)

警察本部から「本会議は、行政機関を始め、民間事業者等が緊密に連携して継続的なテロ対策を推進することを目的としており、4月13日から開催される大阪・関西万博を見据え、1か月前の3月14日に開催する。今回は、警察、県等の行政機関、民間事業者、団体・協会等のほか、オブザーバーとして陸上自衛隊福岡駐屯地第4師団、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社等も含めた58機関等が参加する。」旨の報告があった。

公安委員から「広報は行うのか。」旨の発言があり、警察本部から「会議冒頭を報道機関に公開する予定である。」旨の説明があった。

公安委員から「テロ対策には官民の連携が重要であり、様々な機関とのつながりを大切にしてもらいたい。」旨の発言があった。